

## [事案 2022-132] 年金割増支払請求

・令和 5 年 3 月 1 日 和解成立

### <事案の概要>

設計書に手書きで記載されたとおりの基本年金年額清算金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 4 年 5 月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、設計書に手書きで記載されている基本年金年額清算金額と、受取済の解約返戻金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 設計書に、手書きで「60 才時基本年金年額清算金 624 万 + 配当金」との記載がある。
- (2) 設計書に、「60 才時基本年金年額清算金 624 万 + 配当金」のほかに、「満期時解約 10,814 千円」との記載があることから、配当金の支払いがある場合、解約返戻金が 1081 万 4000 円で、配当金がなくとも 624 万円支払われると説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 生命保険契約の内容は、約款の規定に従うことから、解約返戻金の金額も約款に規定の計算方法による。個別契約において、約款と異なる内容の契約の成立を認めることはできない。
- (2) 解約返戻金については、約款に定められており、設計書に記載された「60 才時基本年金額清算金 624 万円」が契約内容になったとは言えない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 設計書には、手書きで、死亡給付金および積立配当金の合計額として「満期時解約 10,814 千円」、「60 才時基本年金年額清算金 624 万 + 配当金」と書き加えられており、これは申立人の筆跡と異なるように思われ、具体的な金額が示されていることからすれば、募集人が記載したことが窺われる。
- (2) 配当金がない場合であっても、保険料払込期間満了時に 624 万円が受け取れるかのように見ることが可能であり、手書きの記載によって、本件紛争の生じる原因になった点は否めない。